

印刷物製造請負における公募型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印刷物製造請負における公募型指名競争入札を行う場合の取扱いについて、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において公募型指名競争入札とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条各号に掲げる指名競争入札で、物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者を対象として当該指名競争入札の参加を公募し、参加希望者の中から参加資格を有するすべての者を指名して入札を行う方式をいう。

(参加資格等)

第3条 前条の入札に参加できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 「物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成9年10月31日宮城県告示第1275号）に基づき登録されている者であること。
- (2) 宮城県内に本社（本店）又は宮城県内に自社の印刷工場（調達対象となる印刷物の製造が可能となる印刷機を有する工場をいう。）を有する者であること。
- (3) 入札期日において、政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 入札期日において、本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- (5) 入札期日において、本県の入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

2 入札執行者は、別に定めるところにより、入札に参加できる者の条件を附することができる。

(対象となる印刷物製造請負及び調達方法)

第4条 この要領の対象となる印刷物製造請負は、出納局契約課が発注する1件の調達案件に係る予定価格が、50万円以上160万円以下のものとし、宮城県物品等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を使用して調達するものとする。

(対象外となる印刷物製造請負)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要領の対象外とすることができる。

- (1) やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、必要とする見積期間が確保できないとき。
- (2) 障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの物品等調達実施要綱（平成14年4月1日施行）、環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱（平成20年1月4日施行）及び女性活躍推進事業者からの物品等調達実施要綱（平成31年4月1日施行）等により、他者より優遇して調達しようとするとき。
- (3) 公募型指名競争入札を行ったが、入札参加者がいない又は予定価格の制限の範囲内の入札者がいなかったとき。
- (4) 当該印刷物の前回受注者が原版を有しており、設計額に比べ30パーセント以上安価に調達できるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が公募型指名競争入札による調達が不相当であると判断したとき。

（調達案件の作成等）

第6条 入札執行者は、調達案件を作成する際、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調達しようとする品名、数量、規格、納入期限等を仕様書に記入すること。
- (2) 仕様書の作成においては、入札参加者が疑義を唱えることが生じないようにすること。

（公募方法）

第7条 入札執行者は、公募型指名競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）第3条第1項に規定する週休日及び第11条第1項に規定する県の休日を除く。）に次の各号に掲げる事項を、電子調達システムの入札情報サービスシステムに掲載するものとする。

なお、公募型指名競争入札の案件名称には、公募型指名競争入札である旨を明記するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 第3条に規定する入札参加者に必要な資格等に関する事項
- (3) 入札参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (4) 応募期限
- (5) 入札執行の場所及び日時
- (6) 入札参加に係る申込書の提出に関する事項
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 入札保証金に関する事項

(9) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無

(10) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(申込み方法)

第8条 公募型指名競争入札の参加希望者は、出納局契約課内にある印刷物見本品閲覧コーナー（以下「閲覧場所」という。）で見本を確認し、入札参加申込書兼印刷物見本品確認書（別紙様式。以下「参加申込書」という。）を前条に定める応募期限までに、入札見積システムにより添付書類として入札執行者に提出しなければならない。

なお、入札執行者は、入札参加希望者から参加申込書の提出があったことをもって当該入札に申込みしたものとみなす。

(入札参加者の選定及び指名等)

第9条 入札執行者は、参加希望者の中から、第3条に規定する参加資格等を満足するすべての者を指名し、この指名通知は入札見積システムにより入札参加希望者あてに送付するものとする。

なお、入札見積システムの障害により、指名通知が送付できない場合は、郵送等により送付するものとする。

(指名を受けられなかった者への理由説明)

第10条 入札執行者は、入札参加希望者のうち、第3条に規定する参加資格等を満足しないことにより指名しなかった者に対し、その旨を、速やかに、理由を明記し入札見積システムにより通知するものとする。

なお、入札見積システムの障害により、当該通知が送付できない場合は、郵送等により送付するものとする。

2 前項の規定により当該通知を受けた者は、入札執行者に対し、入札参加者に選定されなかったことについて、説明を求めることができる。

3 入札執行者は、前項の規定により説明を求められた場合は、速やかに回答するものとする。

(入札見積システムによる開札)

第11条 入札書の提出は入札見積システムを使用して行うこととし、当該システム以外による入札書の提出は原則として認めないものとする。

2 提出した入札書を書換え、引き換え又は撤回することは認めないものとする。

3 開札の結果は、全ての入札者に対し、落札決定後速やかに通知するものとする。

なお、落札決定となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札見積システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

4 入札者の入札見積システムによる開札の立ち会いについては、制限することができる。

(落札者がいなかった場合の手続)

第12条 入札執行者は、有効な入札の中に予定価格の制限の範囲内の入札者がいなかったときは、最低の価格をもって入札した者と随意契約の折衝を行うことができる。

(指名の制限)

第13条 入札執行者は、公募型指名競争入札について、仕様を公開する日ごとに、参加資格を有する同一の者を指名できる件数を制限することができる。

(無効な入札書)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 仕様書で定める入札書の提出条件に違反して提出された入札書
- (2) 入札完了前に、入札者より錯誤等により入札をした旨の申し出があった入札書
- (3) 第3条に規定する参加資格等の無い者から提出された入札書

(異議の申し立て)

第15条 入札執行者は、入札者から入札書提出後に、この要領、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議の申し立てがあっても、受け付けないものとする。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年6月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に第7条の規定による掲載をしている調達案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式

入札参加申込書兼印刷物見本品確認書

年 月 日

宮城県知事

殿

登 録 番 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
見本品確認者氏名
連 絡 先

印

下記の公募型指名競争入札に参加したいので、申請いたします。

記

- 1 開 札 年 月 日 年 月 日
- 2 入 札 件 名